

# 新型コロナウイルス感染症にかかわる物流の取組みと業界ガイドライン

---

## (1) 物流における新型コロナウイルス感染症への対応

2019年12月に中国湖北省武漢市で感染者が報告された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は世界中へ広がり、今なお日本国内でも感染拡大が続いており、わが国の社会・経済に大きな影響を及ぼしています。物流面では、緊急事態宣言下において衛生用品など生活必需物資の流通が滞り、在庫があるにも係わらず小売店まで供給が行き届かない事態も生じました。また、グローバル・サプライチェーンが世界各地で寸断し、さまざまな物資の供給途絶リスクが顕在化するなど影響は計り知れない状況にあります。

物流は、国民生活と経済成長に不可欠な社会インフラであり、その機能を絶やすことなく発揮し、持続可能な物流ネットワークの維持を図ることが欠かせません。感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させ、「新しい生活様式」に対応した物流サービスを提供させる必要があります。

物流事業者は、新型コロナの影響を極力回避しながら、物流を止めずに物流の機能をいかに確保していくか、事業者として感染予防対策に懸命に取り組んでいます。物流現場の従業員はエッセンシャルワーカーであり、出社勤務が前提となります。トラックドライバーはマスク着用、手洗いやアルコール消毒の徹底、検温の実施などドライバー自身の感染予防を努めるだけでなく、顧客への接触・対面が必要な業務であることから、顧客に対する安心感も確保しなければなりません。荷捌き場や倉庫・物流センターの現場では集団作業となる職場も多いことから、クラスターの発生防止にも取り組んでいます。

さらに、「新しい生活様式」に対応した「非接触・非対面型」の物流への転換・促進など、ウイズコロナ・ポストコロナ時代の物流へと進化する取組みも展開しています。

- ・省人化・少人化、自動化など物流システムの見直し
- ・自動化機器（ピッキングロボット、無人搬送車、無人フォークリフトなど）の導入
- ・宅配における「置き配」、宅配ボックス、コンビニ受取など

## (2) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日、以下「対処方針」という。)をはじめとする諸決定を踏まえ、国土交通省は、関係業界に対して新型コロナウイルス感染予防対策に関する積極的な情報提供・助言や感染症の専門家の紹介を行い、ガイドラインの作成を支援しました。

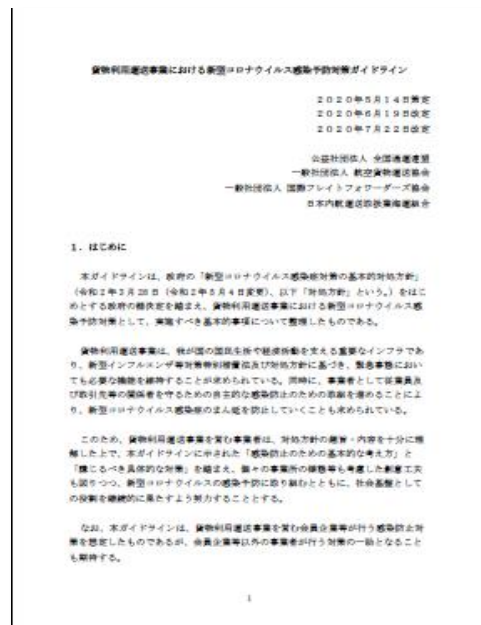
貨物利用運送事業においては、(公社)全国通運連盟をはじめ4つの業種団体により「貨物利用運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が定められました。貨物利用運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理しています。

### <感染防止のための基本的な考え方>

「貨物利用運送事業を営む事業者は、事業所の立地や作業空間等の様態を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等への感染拡大を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。」

ガイドラインには、「講じるべき具体的な対策」として、つぎの10の項目が挙げられています。

- (1) 健康管理
- (2) 通勤
- (3) 勤務
- (4) 運転者に対する点呼
- (5) トラック等の運行
- (6) 休憩・休息
- (7) 車両・設備・器具
- (8) 部外者の出入り
- (9) 従業員の意識向上
- (10) その他



我々鉄道利用運送事業者は、ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえて、新型コロナウイルスの感染予防対策を実践するとともに、社会インフラとしての役割を継続的に果たしていくことが必要です。